

第5回 憲法講座

「平和と女性の人権を守る日本と世界を」

講師：青井未帆さん（学歴院大学法科大学院教授）

日本版NSC法案、特定秘密保護法案、国家安全保障戦略の策定、そして集団的自衛権の行使容認論……、国民の支持の高い憲法9条には手を付けないうまま、安倍政権は実質的な改憲への道を突き進もうとしています。安全保障政策の変質の危険性があることをはじめにとらえ、憲法9条と24条の関係を考えていきました。



10月18日 北多摩東教育会館

9条（戦争放棄）は私たちの人権が守られる重要な役割を果たしています。もし戦争という事態になったら、私たちの人権や自由は簡単に制約され蹂躪されることになってしまいます。自民党の改憲草案は、現行憲法9条の2項の内容を削除し、2項に「自衛権の発動を妨げるも

のではない」としています。戦力不保持を定めた9条を大きく変えて自衛権の行使に何ら制約もないようにするものです。このように、憲法改正によって集団的自衛権の行使に支障のない途がつくられ戦争ができる国に変わります。そして戦争は私たち生身の人間から生命・財産・自由を奪います。だからこそ、私たちは国家の統治を人権保障という観点からしかりと見ていく必要があるのです。

24条は米国人女性ベアテ・シロタ・ゴードンさんが草案を書きました。子ども

ものころ日本で暮らしたゴードンさんは「お手伝いさんから日本の女性には権利がまったくないという話を繰り返し聞かされていて、このチャンスを生かさないとけない。民法をつくるのはどうせ男性だから、24条がどうしても必要だった。」と語っています。24条で、婚姻や家族などに関する法律を決める際に個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない事を謳いました。24条は女性にとって不平等な社会を変えるのに必要なものだったのです。

自民党改憲草案の24条では、「家族は、互いに助け合わなければならない」という条文が追加され、社会保障をバツサリ切る狙いが隠されています。自民党

がねらう憲法改正で9条・24条改正は結びついていきます。9条を大きく変え軍事的合理性が優先する統治の仕組みをつくり国家を守ることをすすめるようとしています。これは国民一人ひとりの生活を守る事と同じ意味ではありません。

憲法は普段の生活の中で、それほど意識されることなく大地のように当たり前に存在し、私たちの自由や人権を守ってきました。今それが地震のように揺らいでいます。この憲法が変えられた時のことを想像することや、憲法のかげがえのない値打ちを私たち国民が信じていることが大きな力となるのではないかとしめくりました。

憲法と法律の違いは？

憲法と法律は全く性格を異にする法規です。憲法とは、国民の権利・自由を守るために国家権力を制限するための法規です。

法律は国家権力が国民に対して、社会秩序や安全を守るために、国民の権利・自由を制限します。そして、その国家権力の行使（法律）が暴走・横暴にならないように憲法によって国家権力行使を制限します。憲法とはわれわれ国民に向けられた規範ではありません。国家権力に向けられた規範です。

新春みんなのつどい 2014

日時：2014年1月24日（金）
18:00 開場 18:30 開演 20:30 終了予定
場所：武蔵野スウィングホール（JR武蔵境駅北口徒歩1分）
☆松元ヒロさんお笑いライブ ☆有志パフォーマンス
☆お楽しみ大抽選会

パフォーマンス参加者募集！

あなたも舞台にあがりませんか?! 音楽や芸能など、得意なこと、ハマっていることを通じて仲間をつくりませんか?! 去年は、有志バンドの演奏がつどいをあたたかいものにしてくれました。参加者同士のつながりもできました。「やってみようかな…」「でも一人じゃなあ…」「仲間がほしいな!」「あの人なんかどうだろう!」なんて思っている方、今すぐ支部までご連絡を!

未来を担う子どもたちに 核兵器のない平和な地球を!

2014年 いわさきちひろカレンダー

1部 1400円
★毎年恒例のちひろカレンダーの普及をします。

予約注文受付中 11月22日（金）まで

申し込み 先：都教組北多摩東支部（東小金井駅南口3分）
※分会に申し込み用封筒が配布されています。必ず代金を添えて申し込みを。
※お申し込みは分会3部以上からお願いします。



都教組北多摩東支部女性部

